

平成21年度からの

介護保険料が変更になります

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は3年ごとに見直すことになっており、平成21年度はその改正の年になります。

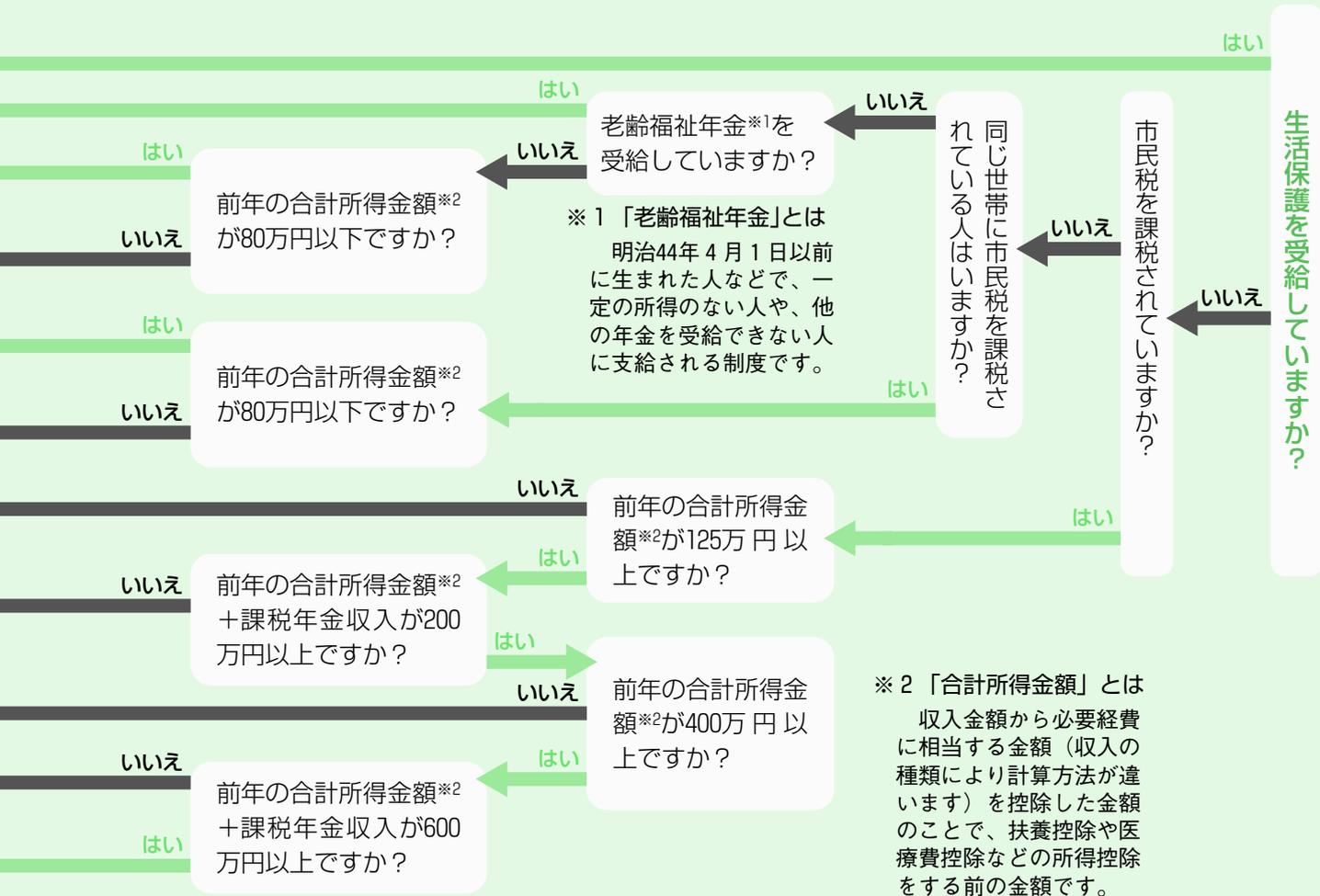
今回の改訂における保険料率については、低所得者の方の負担に配慮するとともに、介護保険料段階においても、平成20年度までの6段階から10段階（特例4段階を含む）に変更となりました。詳しくは、別表介護保険料段階一覧表をご参照ください。

問い合わせ／長寿はつらつ課 内線2636～7 ☎048-463-1952・1719(直通)

介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、市の介護サービスに係る費用などから算出された「基準額」をもとに、皆さんの所得に応じて決まります。

あなたの介護保険料は？



便利な口座振替

納入通知書に添付されている口座振替依頼書（ゆうちょ銀行・郵便局をご希望の方は、ゆうちょ銀行・郵便局備え付けの口座振替依頼書に記載のうえ提出）を取扱金融機関に提出することで、介護保険料が自動的に指定口座から引き落としされます。窓口へ行く手間が省けて便利です。ぜひ、ご利用ください。

介護保険料の減免・減額

生活が厳しい状況や災害等の特別な事情により、介護保険料の納付が困難な場合について、介護保険料の減免・減額する制度があります。詳しくはご相談ください。

介護保険料の通知

平成21年度の介護保険料納入通知書は7月中旬に送付します。なお、受給年金から天引きされる特別徴収の方に送付した特別徴収開始通知書では、前年度の所得段階に基づく暫定的な賦課金額となっています。介護保険料確定後、10月からは確定金額での天引きとなります。

納付方法

金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、市役所、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所、コンビニエンスストアで納期限までに必ず納付してください。

皆さんが納めていただく介護保険料は、介護サービス給付の貴重な財源の一部となります。

別表 介護保険料段階一覧表

所得段階	対象者	介護保険料率	介護保険料(年額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が市民税非課税 	基準額×0.4	16,800円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税であり、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万以下の人 	基準額×0.4	16,800円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税であり、第2段階以外の人 	基準額×0.7	29,400円
特例 第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人は市民税非課税（前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下）であり、世帯の誰かに市民税が課税されている人 	基準額×0.91	38,200円
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人は市民税非課税（特例第4段階以外）であり、世帯の誰かに市民税が課税されている人 	基準額	42,000円
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の人 	基準額×1.16	48,700円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人 	基準額×1.25	52,500円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人 	基準額×1.5	63,000円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人 	基準額×1.6	67,200円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上の人 	基準額×1.75	73,500円